

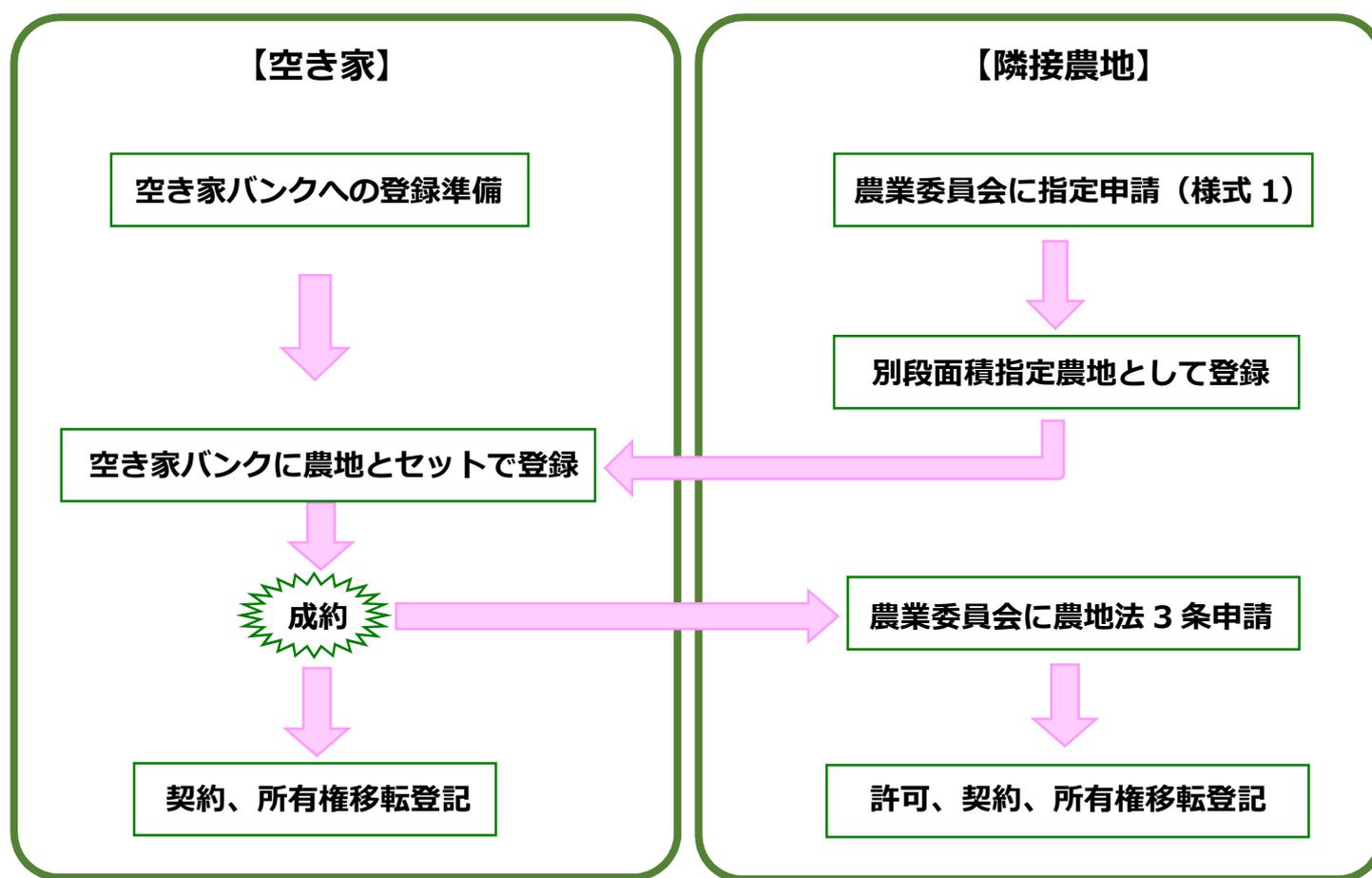
空き家バンクへの登録により

空き家と隣接農地のセットに限り売買が可能になりました 

◆概要

これまで、一定面積以上の農地を耕作していなければ、小規模農地を取得することはできませんでしたが、このたび、空き家バンクに登録された空き家に隣接する農地に限り、下限面積の要件が特例的に1㎡まで引き下げられたため、非農家であっても小規模農地の取得が可能になりました。

◆流れ



◆問い合わせ先

農地法に関すること : 0595-63-7665

空き家バンクに関すること : 0595-63-7740

